

生活保護制度の概要について

目次

- **生活保護制度の概要** **3**
- **最低生活費について** **5**
- **生活保護の申請に関して** **11**
- **生活保護受給者の権利と義務** **17**

※ 「生活保護制度の概要」及び「最低生活費について」の一部の資料

出典：第 38 回社会保障審議会生活保護基準部会 参考資料（令和 3 年 4 月 27 日）（厚生労働省）

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- 不動産、自動車、預貯金等の資産
- 稼働能力の活用
- 年金、手当等の社会保障給付
- 扶養義務者からの扶養 等



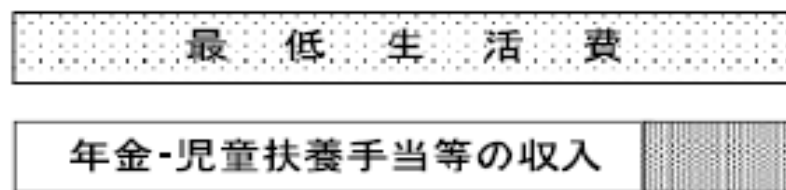
◇ 保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- 厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ケースワーカーの家庭訪問等による就労指導
- 福祉事務所とハローワークの連携強化
- 福祉事務所への就労支援員の配置

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。

⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

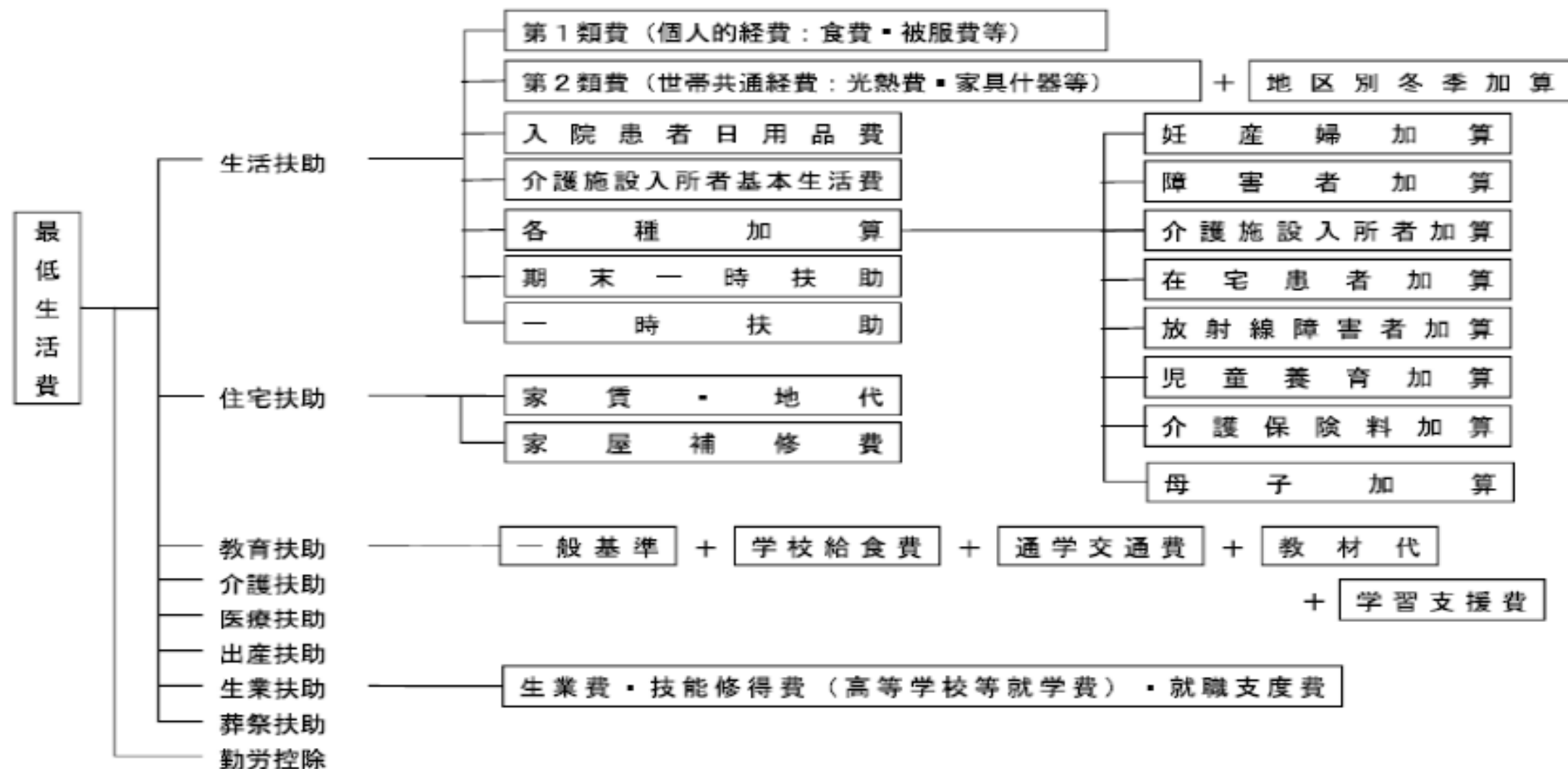
○ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護の種類

○生活保護には次の8種類の扶助があり、国の定める基準によって支給されます。

1 生活扶助 食べ物、着る物、水道光熱費など日常生活の費用

●生活するうえで直接必要となる費用。以下の組み合わせで算出
(市町村ごとに基準額が異なる)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (第1類) 食費や洋服代など個人単位での消費 | ※世帯員の年齢で基準額が異なる |
| (第2類) 高熱水道費など世帯単位での消費 | ※世帯員の人数で基準額が異なる |
| (加算) 世帯の状況により各種加算 | ※児童養育加算、障がい者加算、母子加算など |

※このほか、生活に必要な家具什器費や転居の際の移送費などの一時的な費用についても条件により支給

2 住宅扶助 家賃、地代、住宅補修費などの費用

●家賃（市町村ごとに基準額が異なる）

- ・家賃の上限額

単身世帯 30,000円以内（16㎡以上） 2人世帯 36,000円以内

3～5人世帯 39,000円以内 6人世帯 42,000円以内 7人世帯 47,000円以内

→家賃の滞納を防ぐため、保護係から家主への代理払が可能

●住宅の補修などに必要な費用

●転居の際に必要な敷金等

●契約更新料や火災保険

3 教育扶助 小・中学校の学用品、教材費、給食費、学級費など義務教育のための費用

●義務教育に必要な費用

- ・基準額（月額、学用品費など） 小学生 2,600円 中学生 5,100円
- ・教材代（実費支給、上限設定なし）
- ・クラブ活動費（実費支給） 小学生 16,000円 中学生 59,800円
(年額上限) (年額上限)
- ・給食費（原則学校長へ直接払い）

小・中学校の入学準備など臨時的に必要な費用を支給することができる場合があります。

4・5 医療扶助と介護扶助

- 医療扶助 病気やけがのために医者や病院などにかかる費用
 - 介護扶助 居宅・施設介護を受けるための費用
 - 原則、現物給付（サービスの提供）であり、費用を支給はしない
 - 医療や介護サービスだけでなく、治療に必要となる治療材料や介護に必要な福祉用具についても支給を行う
 - ・他の医療扶助の例・・・メガネやコルセットなどの治療材料、あんま・マッサージ、通院費用の支給(金銭給付)等
 - ・他の介護扶助の例・・・福祉用具の購入、住宅改修費の支給(金銭給付)
- 必要性を主治医等に聞き取り、嘱託医協議を経て、真に必要とされた場合に支給を行う

6 出産扶助 お産をするための費用

●基準額

- ・分娩にかかる費用 311,000円以内
- ・衛生材料 6,000円以内

●桐生市においては、出産前後に助成制度があることからその活用を案内している

- ・妊婦加算（出産前）妊娠6か月未満 9,130円以内 妊娠6か月以上 13,790円
- ・産婦加算（出産後） 8,480円以内

出産準備など臨時的に必要な費用を支給することができる場合があります。

7 生業扶助 仕事に就くため、または、技能、技術を身につけるための費用

●生業費

- ・小規模事業を営む者に対し、その事業を営むにあたって必要となる器具等の購入費

●技能習得費

- ・就労に必要な技能や資格取得に際し、その要する授業料や資格検定等費用

●高等学校就学費

- ・毎月定額の基本額（学級費等に対応）
- ・入学準備金・教材費・校外活動費（クラブ活動にかかる費用）
- ・通学費

8 葬祭扶助 葬儀の費用（葬儀を出す親族がないなど）

●葬儀を執行しようとするものが、葬儀費用の捻出が困難な場合に申請を受けて支給を行うもの

- ・基準額 大人 212,000円（火葬代、運搬代を含む）
- ・葬祭執行人に金銭にて支給される

【対象の方】

- ・亡くなられた方のご家族
- ・民生委員や医療機関の長、施設の長など
- ・民生委員や医療機関の長、施設の長が葬祭執行人になる場合を除いては、葬祭扶助が必要かどうかの判断を行う

必ずしも保護を受けている者がなくなった場合に限定はしていません。

※各扶助の上記事項は一般的な金額を示したもので、諸条件により適用額に一部例外もあります。

生活保護の申請に関して

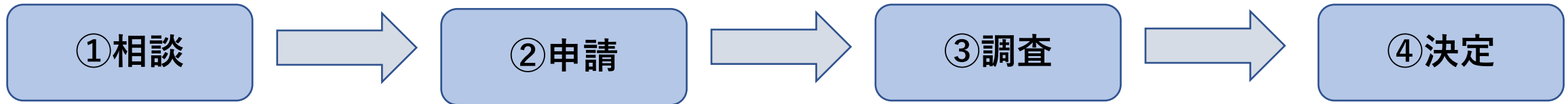
保護を受けるうえで必要なこと

- 生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。
 - ① 本人やその家族（世帯）で、働ける人は能力に応じて働いてください。
 - ② 保有する現金や預貯金は活用してください。
 - ③ 生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用してください。
 - ④ 社会保障制度（老齢年金、障害年金、企業年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険、障害者総合支援法など）を活用してください。
 - ⑤ 自動車の保有は原則として認められません。また、他人名義の自動車を使用することも認められません。ただし、障害をお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合等には自動車の保有を認められることがあります。
 - ⑥ 貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。
 - ⑦ 利用していない土地、家屋などの資産は、原則として処分するなど活用してください。また要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）を活用できる場合は、活用してください。
 - ⑧ 暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。

保護を受けるうえで優先すること

扶養義務者の扶養（親、兄弟姉妹、子ども等からの援助）を受けられる場合は、生活保護に優先して受けてください。なお、扶養は可能な範囲で援助を受けていただくものであって、援助可能な扶養義務者がいることによって、生活保護が申請できないということにはなりません。

保護を受けるまでの手続きは



①相談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、桐生市役所1階福祉課保護係または地域の民生委員・児童委員に相談してください。

②申請

桐生市役所1階福祉課保護係で申請手続きをしてください。

③調査

申請されますと、福祉課のケースワーカーがあなたのお宅にお伺いするなどして調査させていただきます。

調査する主なことは

◎扶養義務調査

申請者の両親、兄弟姉妹、子等に対し扶養義務調査として援助の可能性について調査を行います。連絡先や住所が不明な場合は戸籍調査を行い、住所を調べます。電話で聞き取りを行うほか、調査票等を送り、回答してもらう場合もあります。また、緊急連絡先や精神的な援助についても確認します。

- 家族との関係、周囲との関係、親兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
- 家族の（世帯）収入がどれくらいか。年金、手当などの給付は受けられないか。

◎病状調査

傷病や障がいで就労が困難な場合、申請者の通院先や入院先へ行き、主治医に病状や障がい者手帳

- ・年金の病状該当性、働くことができるかどうか調査を行います。
- 病気や障害の状況はどうか。
- 障がいの有無、福祉サービスの受給状況。

◎資産調査

- ・土地や建物の評価額や権利者を調べるため、登記簿を取ります。
- ・車の保有状況を調べるため、他部署へ調査したり、陸運協会に照会文書を送付します。
- ・他部署で課税状況を確認し、就労先や年間の収入額について調査します。
- お部屋の様子、生活自立度の程度。さしあたって、暮らしに必要なない資産を活用する方法はないか。
- どのような生活を送っている（送ってきた）か。
- なぜ生活に困るようになったのか。働いて収入を得られる道はないか。
- ・そのほか、必要に応じて関係機関（官公署、金融機関、保険会社など）に調査をします。

などです

④決定

調査にもとづき、国が定めている基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

① 本人の収入や資産と基準である最低生活費を比較し、保護が必要か判断します。

保護が受けられる場合 …あなたに保護開始決定通知書を文書でお渡しします。

保護が受けられない場合 …あなたに保護申請却下通知書を文書でお渡しします。

※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に通知します。調査した結果を基に、保護の決定を行います。

② 保護が必要と決定された場合は、原則として保護申請を行った日から生活保護が適用され、保護開始となります。最低生活費と世帯の収入との差額が生活保護費として支給されます。

開始となった場合は、援助方針を定め、こういった支援を行っていくかを決定します。

例えば・・・

- ・病状的に働くことに問題はないので、就労支援員をつけて就労指導を行い、早期自立を目指します。
- ・障害年金や障がい者手帳の取得が可能であるため、医療機関と連携して、取得を行います。

など

③ 申請に対する保護の決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。

生活保護受給者の権利と義務

権利について

- (1) 正当な理由がなければ、保護費が変更されることはありません。
(不利益変更の禁止／生活保護法第56条)
- (2) 保護費として受けた金品について、税金がかかることはありません。また、差し押さえられることもありません。
(公課禁止／生活保護法第57条、差押禁止／生活保護法第58条)
- (3) 保護費の内容に納得できないときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に、都道府県知事に対して不服の申し立て（審査請求）ができます。
(不服申し立て／生活保護法第64条)

義務について

(1) 譲渡禁止

- ・生活保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。

(譲渡禁止／生活保護法第59条)

(2) 生活上の義務

- ・常に能力に応じて勤労に励み、健康の保持および増進に努め、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければなりません。(生活保護法第60条)

(3) 指示等に従う義務

- ・自分の生活を安定させ、一日も早く自分自身の力で生活できるよう、努力してください。そのために、福祉事務所から指示・指導を受けたときは、これに従ってください。適切な理由がなく指示・指導に従わないときは、生活保護を受けられなくなる可能性があります。(生活保護法第62条)

(4) 届出の義務

- ・収入が増えたり減ったりしたとき。臨時収入があったときなど。
- ・居住地や世帯の構成に異動があったときなど。